

激増する高齢者犯罪

中尾暢見¹

Drastic Increasing of Elders' Crime

NAKAO, Nobumi¹

要旨：本稿は最初に激増する高齢者犯罪の実態を示す。暴行事件は1990年から2009年までの約20年間で52.6倍と激増している。あまりの激増ぶりに驚く人も多いであろうが、これでも氷山の一角である。なぜならば、これは検挙された数であるため被害者が警察へ被害届を出さない場合も多いからである。今まで被害者と目されてきた高齢者は、いったい何時から、どうして暴力的に豹変したり加害者となってしまったのであろうか。

次にその要因として4つの言説を提示した上で検討を行う。白書や主要な研究者は1つ目の言説を支持しているが、筆者はその他に3つの言説を示す。1つ目の高齢者の孤立説では高齢者が社会と家族から孤立するメカニズムを紐解く。2つ目の犯罪コーホート説では犯罪者が多い出生コーホート（世代）を示した上でデータによる検証を行う。パオロ・マツァリーノの言説では1941年から1946年生まれの出生コーホートを提示しているが、筆者はデータから出生年を1940年から1946年生まれへと修正提示した上で犯罪者が多いコーホートを浮き彫りにして、クローズアップされ続けた少年犯罪は減少傾向にあることを示す。3つ目の認知症説では長寿化に伴い認知機能の衰えた高齢者が増加することで、病気のために犯罪者となり再犯を重ねる傾向のある高齢者像を浮き彫りにする。そして4つ目の確信犯説では窃盗や暴力事件で警察沙汰になっても泣いて謝罪すれば許されるであろう、ボケたふり病気のふりをすれば見逃してもらえる、警察でも拘留されることなく帰宅できる、送検されても起訴猶予になる程度、地位も名誉も失うものは無いからと開き直って犯罪を重ねる悪質な高齢者の存在を示す。

戦後の日本社会は、速い速度で劇的に変化を遂げてきた。変化の波乗りは、とても難しい。社会的弱者ほど波乗り失敗したり、やり直して成功しても何度目のチャレンジでは失敗して意欲を失って沈んでしまうこともある。溺れる人々が多いのは当該社会にとっては危険なサインである。社会政策の失敗、運用の行き詰まり、変革の必要性を示すサインでもある。加害者の処罰とその対応に追われてばかりいると、次々に新たな加害者を生み出すだけで問題の根治や解決には至らない。犯罪者を生み出さない社会づくりが必要である。

高齢者犯罪が激増した要因を分析することは、今日の日本社会を照らすことになる。

キーワード：高齢者犯罪、犯罪コーホート、社会的孤立、認知症、白書分析、少年犯罪

1. 問題の所在と分析視角

(1) 問題の所在

高齢者に対するイメージと現実とは、社会の変化に伴って乖離傾向にある。儒教思想が浸透した日本や東アジア各国においては敬老思想がある。日本は毎年9月の第3月曜日が敬老の日である。祖父母から可愛がって育ててもらったという記憶を持つ人も多いであろう。いつも人徳があり優しいイメージの高齢者像とは真逆の事態に法務省も頭を抱えている。

1991年以降、高齢者が加害者となる犯罪が激増している。刑務所はパンク状態である。万引きの絶えないスーパーでは閉店に追い込まれる店もあり対応に苦慮してい

る。いったい何時からこんな社会になってしまったのか。なぜ高齢者が犯罪者になってしまったのだろうか。その背景を考察する。この想定外な社会事象が照らす現実とは、社会制度や規範が日常生活とは乖離しているということの意味する。

(2) 分析視角—高齢者犯罪の4つの言説

本稿では、高齢者が犯罪加害者となる4つの仮説を考察する。①高齢者の孤立説、②出生コーホート説、③認知症説、④確信犯説である。

高齢者は長い歴史の中で、被害者、社会的弱者として取りあげられることはあっても、加害者として取りあげられる視点は殆ど存在しない。しかしスーパーやコンビニエンスストアなどの現場や警察では、高齢者の万引きや暴力事件は珍しいことではないという現実が常態化している。法務省は1991年の白書で高齢者犯罪の増加に

受稿日2013年11月21日 受理日2013年12月2日

1 専修大学人間科学部社会学科 (Department of Sociology, Senshu University)

は着目しているが、この事態を特集として取りあげたのは2008年版の『犯罪白書』が最初である。

2. 警察白書と犯罪白書の特徴

(1) 凶悪犯というカテゴリー

犯罪データを提供している公の主要な白書は、警察庁が作成している『警察白書』と法務省が作成している『犯罪白書』である。両白書はデータの取り扱い面で差異があるため留意が必要である。

『警察白書』は、日本の警察活動の現況を広く国民へと周知して国民の理解を得るために1973年から毎年刊行され続けている。他方の『犯罪白書』は、「犯罪の防止と犯罪者の改善更生を願って、刑事政策の策定とその実現に資するため、それぞれの時代における犯罪情勢と犯罪者処遇の実情を報告し、また、特に刑事政策上問題となっている事柄を紹介する白書で」¹⁾あり1960年から毎年刊行され続けている。

犯罪の経年変化をみる場合『警察白書』は過去10年の犯罪のみを取り扱うのに対して『犯罪白書』は戦後から今日までの犯罪統計が掲載されているため、『犯罪白書』を利用することが多い。個別内容については『警察白書』の方がより詳細に示している。定義に差異がみられるのは凶悪犯である。警察庁では殺人、強盗、放火、強姦の4種類であるのに対して、法務省では殺人・強盗の2種類のみである点に留意したい。

覆面ライターであるパオロ・マツァリーノは、凶悪犯に対する警察庁の定義について「警察庁は、強姦されて殺されて金品を奪われ家を燃やされても、10年たったら忘れなさい」というのは、前向きですねと述べてお

り、法務省の定義については「法務省の定義だと、ひとり暮らしのお嬢さんが強姦された上にアパートを燃やされて路頭に迷っても、命が助かればそれでよしということになり」プラス思考ですねと皮肉たっぷりに述べている（パオロ、2004年、p. 21）。

(2) 少年犯罪は増えていない—フォーカス法²⁾によるトリック

今日では電子化された白書をホームページ上で閲覧することが可能である。『犯罪白書』を初年度版から最新版までを通読して分かることは、その着眼点として長らく未成年犯罪（13歳以下の触法少年と14～19歳の少年）がクローズアップされてきたという事実である。『警察白書』と『犯罪白書』は、毎年、少年犯罪の項目を設けて解説を行っている。長期データから未成年犯罪の推移を確認すると1960年をピークにして減少傾向であることが分かる（図1）。1960年の最多年と2010年の最少年との間で9.3倍もの差がある。

白書は一度、報告の書式が出来ると既存の項目以外は新しく生起している事象でも取りあげづらいつ慣行の力が透けて見える。マスコミによる報道では図中のフォーカス・ポイントのみを拡大表示して少年凶悪犯罪が増加中であるかの解説を行うことがあるが、長期推移で捉えれば間違いであることが理解できるであろう。いつの時代どこの社会にも一定数の外れ者は存在する。少年犯罪は窃盗（駐輪場からの自転車泥棒）と横領（街頭に乗り捨てた自転車等）が80%以上を占める。窃盗と言っても内実は自転車泥棒が多い。

このような歪曲した視点に固執して本来、目を向ける

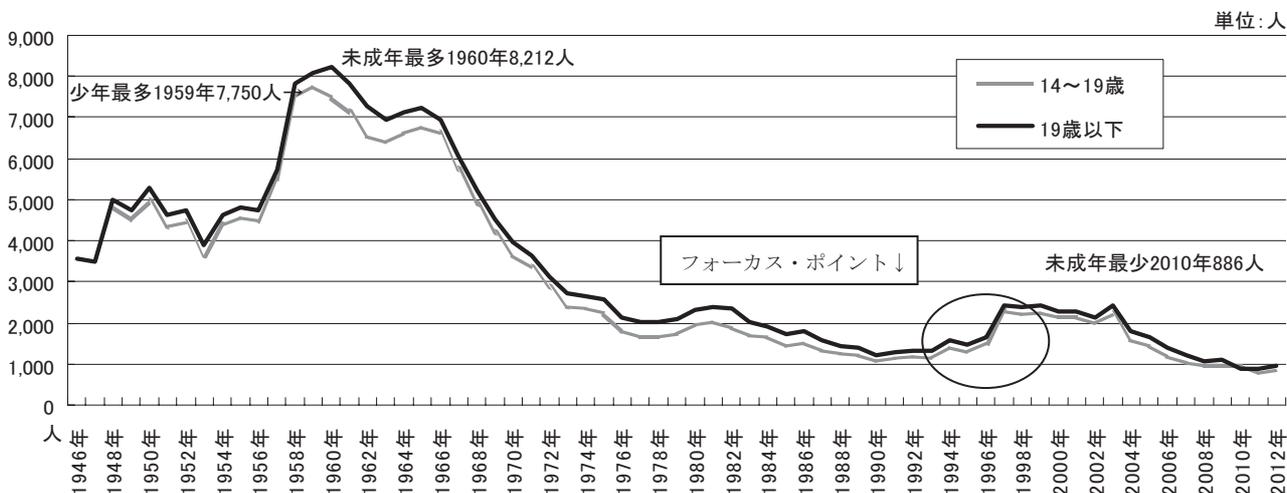


図1 1946～2012年の未成年凶悪犯罪の推移

出典：各年の『警察白書』より作成。

備考：少年犯罪の少年とは14～19歳を意味する。13歳以下は刑法では裁かれない触法少年というカテゴリーとして区分される。どちらも未成年である。図1の19歳以下は、少年と触法少年とを合算した人数である。

べき新たな動向に無頓着となって社会の変化による歪みとして噴出した社会問題を見逃す方が危険である。その新たな動向こそが後述する高齢者犯罪の激増である。

(3) 自殺者数データにみる警察庁のカテゴリー・マジック

警察庁が公表している『警察白書』の自殺者数データは、自殺という社会現象を扱う人なら誰もが参照するデータ源である。その貴重なデータにおいてもトリックのようなマジックがある。データをどのようにカテゴリー化するかによってデータの印象や見え方が全く異なるという事例である。

年齢別にみた自殺者数のデータの場合、警察庁は2007年データを扱う2008年『警察白書』まで60歳以上を高齢者としてひとくくりに提示していた。それが慣行であった³⁾。そのためデータのカテゴリーと現実とは異なる様相を呈していた(図2)。図2から受ける印象は、高齢者ほど自殺のリスクが高いと解釈する人が多いであろう。実際には50歳代の働き盛りの年齢層が多かった(図3)。大学の調査法等の授業でリサーチ・リテラシーを学んだ学生には気づいて欲しいところではあるが、「60歳以上」というカテゴリーの「以上」の部分の背後に目を向ける人は殆ど居ないのが常であろう。

翌2008年以降のデータは、60歳代、70歳代、80歳代以上というカテゴリーへと細分化された。図3をみると自

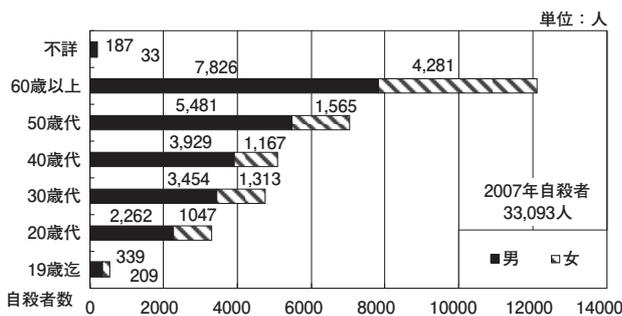


図2 2007年の年齢・性別にみた自殺者数
出典：2008年『警察白書』〔データは2007年〕より作成。

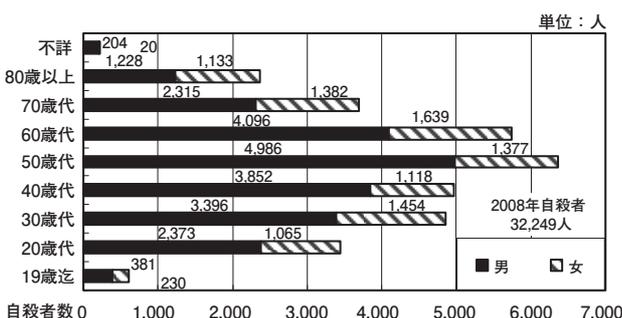


図3 2008年の年齢・性別にみた自殺者数
出典：2009年『警察白書』〔データは2008年〕より作成。

殺者が多いのは50歳代であることが分かる。しかも男女別にみると男性は78.4% (4,986人)、女性は21.6% (1,377人)と、男性の方が女性と比して圧倒的に多いことが分かる。自殺をする危険性や可能性が誰にでも等しくある場合には、年齢別による差異、性別による差異は殆ど無いはずである。ここから日本人の中年男性には、なにがしかの圧力がかかっていることが推察できる⁴⁾。

つまりデータは、その分類の仕方や分析者の着眼点によって同じ事象であっても見え方が全く異なる場合があるため、多角的にデータを眺めることが重要である。

3. 『犯罪白書』における高齢者犯罪の取り扱い方

『犯罪白書』は1960年の発行初年から少年犯罪に着目してきた。高齢者犯罪は長らく注目されてこなかった。実際には少年犯罪は減少傾向にあり、増加傾向にあるのは高齢者による犯罪である。『犯罪白書』の「再犯者の実態と対策」と副題をつけた2007年版は、特集として「過去60年間の再犯者の実態」を分析しており、高齢者による犯罪の再犯率が高いことが注目された。「高齢犯罪者の実態と処遇」と副題をつけた2008年版は、高齢者を加害者としての側面から初めて取りあげている。2009年版の『犯罪白書—再犯防止施策の充実』では高齢者の起訴猶予率に着目しており、一般刑法犯では59.4% (全体平均では42.1%)、窃盗では62.4% (全体平均では42.8%)と高い起訴猶予率になっていることを指摘している(図4)。2010年版の『犯罪白書—重大事犯者の実態と処遇』では3編4章で「高齢者による犯罪」を取りあげているが、そのページ数は2ページ分のみであった。

『犯罪白書』では、2007年以前にも高齢者犯罪を取りあげている。1984年版と1991年版である。内容的には高齢者を弱者または被害者としてとらえている。1984年版

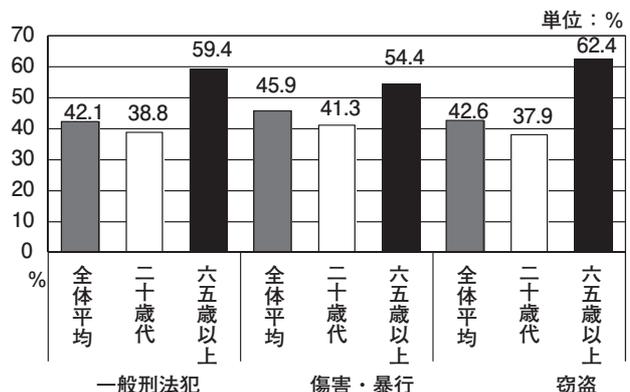


図4 犯罪種別にみた高齢者の高い起訴猶予率
出典：2008年版『犯罪白書』(原資料は『検察統計年鑑』2008年データ)より作成。

の『犯罪白書－豊かな社会における犯罪』では人口構成比に占める高齢者の割合の増加という現実を受けて「高齢者を犯罪から守ることも不可欠な政策の一つである」との視点に立った展開をしている。また、高齢受刑者へ配慮しているとの記載もある。あくまでも高齢者を守る立場である。1991年版の『犯罪白書－高齢化社会と犯罪』では1990年時点のデータに着目して中高年齢層の犯罪率が上昇傾向にあると指摘する一方で、高齢社会に直面した高齢者を加害者ではなく被害者として取りあげている点が興味深い。

つまり2007年以前までは、高齢者は加害者ではなく被害者としてしか把握していなかったことが浮き彫りとなる。確かに社会的弱者として的高齢者は交通事故や詐欺の被害者となる傾向があり、近年では子を装う詐欺や送りつけ商法のターゲットにされる傾向もあるため認知機能が衰えてくる高齢者をいかに守っていくのかも古くて新しい課題である。

4. 高齢者が犯罪加害者となった日本社会 －データからみる高齢者犯罪

(1) 人口増加率を上回る高齢者犯罪の増加率

2007年版『犯罪白書』によると、日本の高齢者人口は2007年までの過去10年で1.3倍へと増加した。高齢者による犯罪は、それを上回る3.5倍にも増加している。1970年版『犯罪白書』には、凶悪犯の場合には事件の発生と警察が事件を把握している件数との間に差異は殆ど生じないが、贈収賄、賭博、窃盗、詐欺、暴行等、特定の罪種については被害者が被害届を出さないことも多いために実際の事件発生件数を把握することができていない点を指摘している⁵⁾。つまり公表されている高齢者犯罪の発生件数は氷山の一角である。

(2) 刑事事件の検挙者数

警視庁データによると高齢者による犯罪が増加傾向を示した時期は、1990年代に入ってからである。全検挙者数に占める高齢者の割合は、1990年は2.2%であったが2005年には10.9%と二桁に増加した。全体の検挙者数は減少傾向にある。しかし年齢層別にみると、64歳以下は減少傾向、65歳以上の高齢者は増加傾向という特徴がある。凶悪犯の1つである殺人も高齢者が加害者となる犯罪が増加している。1990年から2005年にかけての殺人の検挙者数は64歳以下の非高齢者層では9%減少したが、65歳以上の高齢者層は3.1倍増であった。

2007年に日本全体で検挙された刑事事件の容疑者33万

8,600人のうち、高齢者は4万5,000人にも達した。刑事事件の検挙者数は10年前と比べて3.5倍に増加しており、全体の容疑者に占める高齢者の割合は10年前の4%から13%へと急激に増加した。

ただし実際には高齢者だからと警察に通報されないケースや、警察でも高齢者は特別扱いされており送検されないケースも多いため、この数倍になる可能性がある。

(3) 激増する暴行犯

高齢者犯罪の約半分は、店で品物を万引きする窃盗である。女性は約9割が窃盗で8割は万引きである。男性は6割弱が窃盗で万引きは4割強である。2008年版『犯罪白書』では、高齢者が窃盗をした動機を調べている。男性は生活困窮(66.1%)、女性は対象物の所有欲(63.0%)と節約(59.3%)が主因であった。背景には、経済的な困窮と支援する家族縁の薄さが透けて見える。

2007年までの10年間で急激に増加した犯罪は暴行である。暴行で検挙された高齢者は17倍にも増加した。傷害の4倍や窃盗の3倍を遙かに上回っている。傷害・暴行の原因は「激情・憤怒」が63.3%、「飲酒による酩酊(飲酒による影響)」が14.3%と非高齢者よりも多い比率を示している。

2010年版『犯罪白書』によると1990年から2009年の約20年という期間でみた場合、暴行は52.6倍に激増している。52.6倍という増加は、非常事態である。

(4) 高い高齢者の再犯率

2007年版『犯罪白書』は特集として過去60年間の再犯者の実態を分析している。その分析によると犯罪者数で3割に満たない再犯者による犯罪が、件数で全体の6割近くを占める。1948年以降の犯歴データから交通事故による業務上過失致死傷などを除いて抽出した犯罪者100万人のうち、再犯者の割合は28.9%であった。一方で、この100万人が起こした事件168万495件のうち、再犯者によるものは57.7%だった。表1は初犯時から2年以内の再犯率を年齢層別にみたものだが、高齢者の再犯率は75.5%と群を抜いて高いことが分かる。

(5) 先行研究での着眼点

高齢者犯罪に関する先行研究は殆どみられない。国立情報学研究所の論文、図書、雑誌等の学術情報を検索できるデータベース・サービスであるCiNii(サイニイ)を利用して「高齢者犯罪」を検索すると、1件のみが該

表1 初犯時からみた2年以内の再犯率

単位：%

初犯時年齢	再犯率
20代後半	37.9%
30代後半	37.1%
40代後半	40.6%
50代後半	58.2%
65歳以上	75.5%

出典：2007年版『犯罪白書』「7-3-4-4 図：1犯目の年齢層別・1犯目から2犯目までの再犯期間別人員構成比」より作成。

当する。白書と法学の領域では「犯罪高齢者」と記載する傾向がみられるが、同様に CiNii 検索をかけると検索結果は0件と表示される（2013年9月9日現在）。該当した1件は、2009年に出版された『刑事法学の新展開－八木國之博士追悼論文集』の中に収録されている小貫芳信の「犯罪白書と高齢者犯罪」である。小貫芳信の肩書きは、法務省法務総合研究所⁶⁾所長と記載されている。内容は、初めて高齢者犯罪が特集された2008年版『犯罪白書』における高齢者犯罪の動向に対する解説である。

この小貫の原稿を手がかりとして芋づる参照式に高齢者犯罪に関連した先行研究例を収集すると、殆どが法務総合研究所関連の文献であった。学的領域としては法学がベースとなり、その他の研究領域では社会福祉学が現場対処として罪を犯した高齢者の支援をしている状況が浮き彫りとなる。つまり高齢者と犯罪とを結びつける視点は新しい視点である。

①法務総合研究所関連の研究

法務総合研究所が発行している『犯罪白書』以外にも同研究所の研究部による報告書では、受刑者に対する調査を実施した分析も行われている。例えば「高齢受刑者調査」の単純集計結果は、出所後の引受人を「なし」と回答した者が全体の半数（49.8%）であった。仮釈放された高齢受刑者の場合は引受人なしが1.0%であるのに対して、満期釈放された高齢受刑者は73.5%と4分の3近くを占める。あまりにも大きな開きである。全体平均でも出所後の引受人が居ないというのは、以下で示す高齢者の孤立説を裏づけるデータの1つと言えよう。

仮釈放者の引受人は配偶者が28.6%、子供・孫が21.1%、きょうだいが7.5%と合計58.1%は家族である。仮釈放になるか否かの分かれ目は、家族のサポート有無が大きく作用している側面が浮き彫りとなっている（法務総合研究所、2007年、p. 131）。

大津保護観察所の吉田研一郎は、更正保護施設帰住の

高齢者は天涯孤独の人が少ない点、並びに家族等の人間関係（ヒト）、経済力（カネ）、健康に恵まれていない点を指摘している（吉田研一郎、2009年）。

②社会福祉学の現場対応

この社会的に孤立した高齢者や障がい者による犯罪については、地域において支援をする取り組みもなされるようになってきた。社会福祉の領域では、高齢者、障がい者、高齢障がい者に対する出所後の再犯防止と社会での受け入れ体制を模索しながら整えつつある。この出所者に対する取り組みは比較的新しい傾向である。具体例をあげると、2006年度から厚生労働科学研究補助事業として「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」（主任研究者：田島良昭社会福祉法人南高愛隣会理事長）が開始された。翌2007年には罪を犯した障がい者の矯正施設、更生保護施設、福祉サービス事業等を繋ぐ支援センターの設立を提言している。同2007年には法務省保護局が「更生保護施設検討会」を設けている。

2008年度には障がい者保健福祉推進事業として「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」が開始された。この研究では障がい者に加えて、高齢者問題にも目配りがなされている。2008年3月には内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、農水省、経産省、国土交通省による「刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省長連絡会議」が設置された。これ以降、更生保護施設において、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の専門スタッフを配置するなどの動きがある。

一部の県では2009年より「地域生活定着支援センター」を立ち上げている。福祉の専門家などが支援に当たっている。事件が起きた際には警察や検察からセンターへと連絡が入り、センター職員が裁判等の司法と高齢者との架け橋を務めることで執行猶予付きの判決や不起訴となり生活保護につなげるなどして地域での更生が図られている。ただしNHKの調べ（NHK、2013年）では、この犯罪者の入り口支援をしているのは、2010年から一部の県に限られており全国で81件の支援しか実施されていない。81件のうち半数以上は裁判の際にセンターの職員が更生計画を説明したり、執行猶予付きの判決を受けて地域での更生を手助けする目的がある。長崎県は24件（独自の施設あり）で最も多く、和歌山県は7件（時間が足りないケースもあった）、東京都は0件（数多くの出所者で人手不足）と地域差がみられる。2013年度中には厚生労働省が試験的に入り口支援を実施する予定

である。

対応策の流れは異口同音に高齢者、障がい者、高齢障がい者による犯罪で服役した人が出所後に再犯を繰り返さないためには、人的サポート面、経済面、健康面といった生活全般でのサポート体制を整えて支援し続けることの必要性を把握していると共に、現実的な施設整備（モノ）と専門スタッフ（ヒト）と制度面での支援（カネ）の配置が必要であると説いて行動に移している点の特筆に値する（吉田研一郎、2009年）。

③新聞（マスコミ）による取りあげ方

新聞検索から高齢者犯罪への関心の推移を浮き彫りにする。専修大学図書館ではインターネットを使って大衆新聞の記事検索をすることが可能である。以前は重たい新聞の縮刷版を筋肉痛になりそうな思いをして使用したものだが、オンライン検索はとても簡便になった。朝日新聞は「聞蔵Ⅱビジュアル for Libraries」、読売新聞は「ヨミダス歴史館」というデータベースを利用することが可能である。これで「高齢者犯罪」を検索した。結果は、表2、表3の通りである。窃盗や万引き、暴行等、別のキーワードで検索をかければ、より多くの記事を検索することが可能である。本稿では高齢者犯罪の記事に限定した。

読売新聞社の「ヨミダス歴史館」は1986年から今日に至るまで全国各地の地域版（沖縄を除く）記事テキストを検索して読むことができる⁷⁾が、高齢者犯罪のトピックが初めて登場したのは1991年であった。該当件数は現在に至るまで16件のみである。時期をみると2008年版

『犯罪白書』以降に取りあげられる回数が増加している。

読売新聞（No.1）は、1991年版『犯罪白書』で高齢者犯罪が意外と増加しているという内容である。しかしその後の約10年間、高齢者犯罪に関する記事はない。読売新聞、朝日新聞共に2000年代に入ってから高齢受刑者が増えている点に着目している。『犯罪白書』の内容を紹介する形式の記事が多い。その中で事象を取りあげた記事には、認知機能が低下したことによる高齢者が暴力を振るう事件、生活苦ではない高齢者が万引きをする事件、マナーやルールを守れない高齢者現象、老老介護疲れ殺人、刑務所が福祉施設と化して最後のセーフティネットとなっている⁸⁾という指摘など、言説を裏づけるような記事が並ぶ。

朝日新聞（No.16）には、認知症高齢者による事件記事がある。ある男性（80歳代）が妻に先立たれ、元恋人女性に約60年ぶりに再会して再び恋する話である。ところが女性が交際を拒否するようになると、男性は元恋人に殺す、放火する等の暴言を吐きストーカーと化した。警察の警告や自分の子どもに制止されてもストーカーを繰り返したために逮捕された。警察は男性の話に一貫性がないために調書取りに困ったそうだ。その後この高齢男性は認知症であることが初めて分かった。事件になる前に家族や関係者が高齢者の様子から認知症だと気づいていれば逮捕ではなく治療とサポートの対象となっていたことであろう。若かりし頃の恋人に晩年になって再会して相手を傷つけて終わるという認知症になった恋する高齢者の何ともやるせない結末を迎えた事件である。

表2 読売新聞「高齢者犯罪」検索結果

No	発行日	タイトル	朝夕刊
1	1991年10月9日	[よみうり寸評] 物悲しい高齢者犯罪	東京夕刊
2	2002年9月29日	矯正展“泣く” 増える受刑者、売れない作業製品 社会復帰へ温かい手を＝福岡	西部朝刊
3	2005年11月18日	[DO!トーク] 治安回復、どうする＝北海道	東京朝刊
4	2006年8月23日	増加する高齢者犯罪 65歳以上の刑法犯、1割 背景には「生活苦」も＝愛知	中部朝刊
5	2007年1月8日	2005年の刑法犯の1割超が65歳以上 警察庁、生活状況など調査	東京朝刊
6	2007年2月18日	[やまぐちの断面] 増加する65歳以上刑法犯 社会的支援で抑止を＝山口	西部朝刊
7	2007年3月14日	[ズームアップWEEKLY] 高齢受刑の現実	東京夕刊
8	2008年11月7日	犯罪白書 心揺れる高齢者… 所持金あるのに万引き	東京夕刊
9	2008年11月9日	[社説] 高齢者犯罪 社会から疎外しない施策を	東京朝刊
10	2008年11月11日	[気流] 考えさせられた高齢者の犯罪 荒木かし子（投書）	大阪朝刊
11	2008年11月15日	[街↔社会部] Gメンのため息	大阪夕刊
12	2010年5月9日	[サンデー茶論] 高齢者の再犯をどう防ぐか 浜井浩一氏	大阪朝刊
13	2010年12月17日	刑法犯11万件減 1～11月 「街頭犯罪」東京ワースト	東京朝刊
14	2011年1月9日	[社説] 超高齢社会 新しい“縁”をみんなで創ろう	東京朝刊
15	2011年9月10日	出所の高齢者ら支援 再犯防止 センター、県が来月設置＝富山	東京朝刊
16	2012年10月10日	高齢者犯罪被害防止へ協定 県社協など3団体と県警＝宮崎	西部朝刊

出典：読売新聞「ヨミダス歴史館」読売新聞社。

表3 朝日新聞「高齢者犯罪」検索結果

No	発行日	タイトル	朝夕刊
1	2000年2月21日	質の悪い老人が増えてきた(藤本義一の日日日日) 【大阪】	夕刊
2	2006年1月29日	高齢者犯罪、1割超す 殺人は15年で3倍 昨年の全検挙者 【名古屋】	朝刊
3	2006年1月29日	高齢者犯罪、1割に 検挙数急増、殺人は15年で3倍	朝刊
4	2006年3月18日	(声) 老人の品行に自戒する毎日 【西部】	朝刊
5	2006年3月24日	(声) 老人の品行に自戒する毎日	朝刊
6	2006年4月27日	(学校臨床の現場から:26) 深刻化する高齢者犯罪 生島浩 /福島県	朝刊
7	2006年5月27日	高齢者の刑法犯急増 孤独感やストレス一因? 県警、研究し抑止へ /栃木県	朝刊
8	2006年10月26日	(学校臨床の現場から:45) 引受人ない犯罪者の受け皿 生島浩 /福島県	朝刊
9	2008年2月29日	高齢者犯罪対策を急げ 全国4倍ペースで急増 /山梨県	朝刊
10	2008年6月27日	(インサイド 検証報道) 高齢者の万引き、なぜか増加 /神奈川県	朝刊
11	2008年11月7日	高齢者犯罪、増え続ける 万引きや泥棒、背景に生活苦 08年版白書	夕刊
12	2009年2月5日	2103人、6割万引き 昨年道内で検挙された65歳以上 /北海道	朝刊
13	2009年3月17日	急増、高齢者の犯罪 全検挙者の13%に 再犯3人に1人 /大分県	朝刊
14	2009年3月18日	(老犯 高齢者犯罪の実情@大分:1) 突然キレた、一方的に 家で・酒席で.../大分県	朝刊
15	2009年3月19日	(老犯 高齢者犯罪の実情@大分:2) 来店の女兒被害 72歳、強制わいせつ/大分県	朝刊
16	2009年3月20日	(老犯 高齢者犯罪の実情@大分:3) 昔の恋人に立腹「殺す」 /大分県	朝刊
17	2009年3月21日	(老犯 高齢者犯罪の実情@大分:4) 一人で母介護、苦悩頂点 /大分県	朝刊
18	2009年3月23日	(老犯 高齢者犯罪の実情@大分:番外編)「暴走老人!」著者・藤原智美さん/大分県	朝刊
19	2010年2月19日	(ブックマーク) 犯罪学、一般向けに入門書 浜井浩一・龍谷大院教授が出版 /京都府	朝刊
20	2012年6月26日	「犯罪や非行防止へ生活基盤の確保を」 知事に県保護司会連会長 /長野県	朝刊
21	2013年8月9日	急増・暴走する団塊世代&老人の兆候 暴力事件は20年前の50倍	週刊

出典:「朝日新聞1985～最新、週刊朝日 AERA」『聞蔵II ビジュアル for Libraries』朝日新聞社。

3. 高齢者の孤立説 —社会と家族から孤立する高齢者

高齢者犯罪の増加が注目されるようになって以降、2008年版『犯罪白書』並びに関連する研究者が最も有力視しているのは、この高齢者の孤立説である。今日では定説である。

2008年版『犯罪白書』では高齢犯罪者が増加した原因・背景として親族との関係が希薄であることを指摘しており、さらに「犯罪性が進んだ高齢犯罪者ほど、社会的な孤立や経済的不安といった深刻な問題を抱えており、このことが高齢犯罪者全般の主な増加原因であると言えよう」と結論づけている(第7編-第6章-第1節-2)。

法務総合研究所が実施した特別調査では、東京地方検察庁・東京区検察庁の協力を得て、有罪が確定した高齢者犯罪の記録を精査した結果、高齢者犯罪が増加した要因として高齢者の社会的な孤立と経済不安であるとの見方を示している(鈴木亨⁹⁾、2009年)。

慶應義塾大学法学部教授の太田達也(専門領域:刑事司法、被害者学、アジア法)は、「経済格差による貧困や、福祉制度の欠陥が原因とも考えられますが、それだけが問題ではありません」。「平成に入ってから家族構成は、単身世帯と夫婦2人世帯が急増しており、子ども

との関係が希薄になっています。これが社会的孤立を招く一つの要因です」と高齢者の孤立説を展開している(週刊朝日、2013年)。

(1) 孤立する高齢者の人間関係

①ひとりぼっち社会の到来

筆者は2012年の「ひとりぼっち社会の到来」論文において、今後は、生涯独身者、離婚者の増加に伴い、益々ひとりぼっちが増加すると指摘している。さらにこれまではひとりぼっちとは無縁と思われる傾向にあった既婚者も、長寿化に伴い配偶者が他界した後は1人暮らしとなり人間関係の希薄化も進み、ひとりぼっちになるリスクが高いことを示した。

高齢者を取り巻く社会環境は日々刻々と変化し続けている。社会環境の変化は、家族関係や個々人のライフスタイルの変化を促してきた。大量のデータに触れて大勢の人々から声を伺うと今日の家族のタイプは、おおまかに分類すると3つのタイプになるように見受けられる。1つ目は家族関係を密に保っているタイプである。2つ目は1人暮らしをしているタイプである。3つ目は現段階においては同居家族がいるものの将来的には1人暮らしになる可能性が高いひとりぼっち予備軍である。

この3つ目のタイプをどう理解するかで時代観や家族観が異なる。多くの家族は親子間で別居はしていても家

族関係を密に保っていると解釈するか、あるいは未婚親同居子の親が他界した場合、配偶者が他界した場合、離婚した場合に1人暮らしとなる人が増加するため今後は益々1人暮らしが増加するのに伴いひとりぼっちが増加すると解釈するか、見方は分かれる。時代の趨勢は後者を後押ししており、とりわけ高齢者が社会と家族から孤立しやすい状況にある（中尾暢見、2012年）。

②家単位から家族単位を経て個人単位社会への変化

1898年に公布・施行された明治民法のなかの家族法の中心に「家」制度があった。1947年に民法改正法が公布、翌年施行されて「家」制度が廃止されるまで約50年間続いた。日本の家族は、それまでの農業を基幹産業とした土地に根ざした生活からサラリーマン社会へと変化を遂げて労働者は企業に帰属するようになった。それに伴い地縁関係と親族関係は希薄化していった。生活の単位は、地縁と親族集団を含む家集団から夫妻と子を中心とした世帯規模の小さな家族集団へと移行すると共に高度成長期以降は個人単位へと変化を遂げている。他言すれば、人間関係のネットワークが縮小して孤立しやすい環境が整っていった。家族を形成している人であっても家族内での個人化が進み、孤独感を持ちやすい状況になっている。個々人が能動的かつ積極的に人間関係の構築に取り組む活動をしなければ自然とひとりぼっちになりやすい環境といえる（中尾、2012年）。

(2) 経済力が高齢期の生活に影響を及ぼす

①世代の視角からみた高齢者

日本には戦後2回のベビーブームがあった。第一次ベ

ビーブームは1947～1949年までの出生コーホートで団塊世代と言われている。2014年時点で65～67歳である。第二次ベビーブームは1971～1974年までの出生コーホートで団塊ジュニア世代と言われている。2014年時点で40～43歳である。この両世代は対照的な世代である。一言で記せば団塊世代はラッキー世代で、団塊ジュニア世代はアンラッキー世代である（中尾暢見、2003年）。

図5をみると各年齢層（世代）で約30%は資産が無いという厳しい現実が分かる。とりわけ20歳代は資産を殆ど有していないに等しい。若い世代の貧しさが浮き彫りになる。他方で高齢世代は資産保有率が高い。とはいえ60歳以上の退職世代でも4分の1は資産が無い。ここから高齢世代内での格差が確認できる。

②世代間扶養という矛盾

日本の年金システムは世代間扶養システムである。国民皆年金制度が出来た時期は高度成長期であったため、人口ピラミッドはリッチな若者世代がブナな高齢世代を支えるという構図であり、当時の社会状況では問題はなかった。そのリッチな若者世代がスライドしてリッチな高齢世代となった。その世代が今日の高齢者である。リッチな高齢世代を支えるのはブナな若者世代である。しかも、人口ピラミッドは真逆の逆三角形に近い形である。なんともいびつな現実直面している。

その重さに堪え忍ぶ若者世代は、団塊ジュニア世代を含む中年層にまで拡張している。歴史が示すように各世代に特有な経済階層がそのままスライドすると仮定すると、図5のブナな若者世代はそのままブナな高齢世代へと加齢する可能性が高い。つまり今日の高齢者が抱える

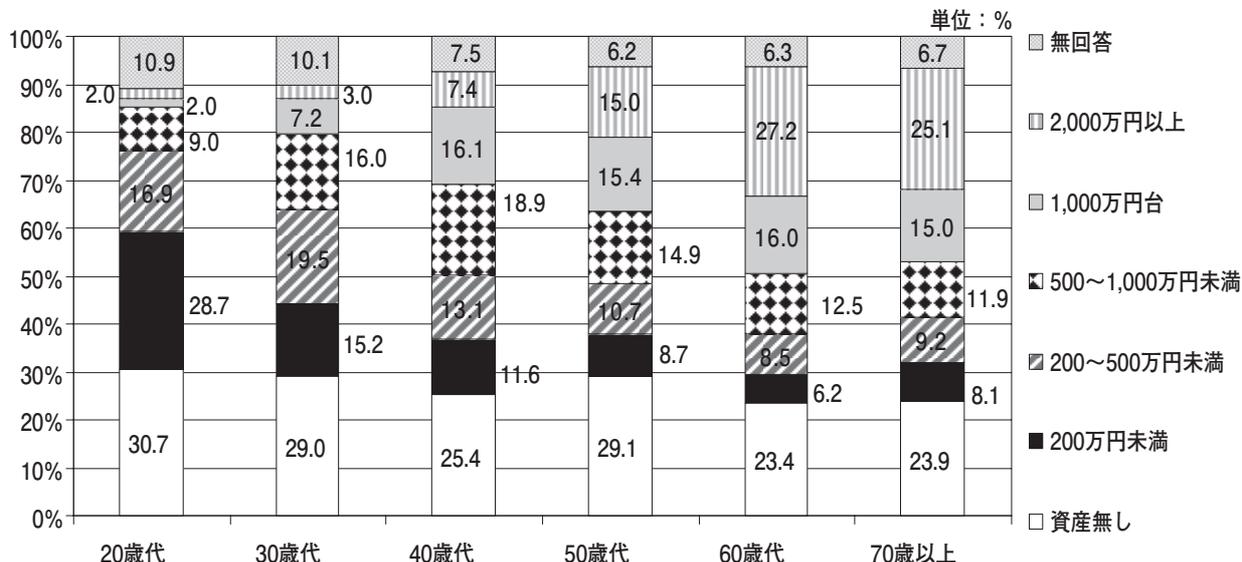


図5 年齢層別にみた世帯の金融資産保有額 (2012年時点)
 出典：金融広報中央委員会データ「家計の金融行動に関する世論調査 [二人以上世帯調査] (2012年)」より作成。

表4 正規雇用と非正規雇用の推移

単位：%

西暦	全体		男性		女性	
	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規
1984年	84.7	15.3	92.3	7.7	71.0	29.0
1990年	79.8	20.2	91.3	8.7	61.9	38.1
2013年	63.8	36.2	79.8	20.9	44.6	55.4

資料：総務省「労働力調査特別調査（1984～2001年）」、「労働力調査（詳細集計2002年～）」より作成。

経済問題よりも、今の若者世代が未来でさらに深刻な状況に直面することは必至であろう。世代間扶養に加えて世代内扶養を取り入れて若者への負担を早急に減らす必要がある。

というのも失われた20年と言われる期間に非正規雇用化は進む一方であった（表4）。女性が社会進出したという固定観念が定着している一方で、現実的には女性の非正規雇用率は上昇の一途にあり、今や過半数の女性が非正規雇用である。同時に家計の支え手であると目されてきた男性の非正規雇用率も上昇傾向にあり、今や男性の5人に1人は非正規となっている。加えてサラリーマンの給与水準は、好景気（2002年から2008年）になっても低下傾向にある（図6）のと同時に専業主婦特権（優遇政策）は剥奪される傾向にある。これでは女性が専業主婦になっていることは困難であり、働く女性が増加してはいるものの現場では低賃金の非正規の職にしか就くことできない雇用環境である。若者世代では低収入が結

婚の阻害要因となっており、親や年長世代を支えたくても実現は不可能だという現実と直面している。

③働く高齢者の現実

これまで日本の企業の約9割は定年制があり、そのうちの9割が60歳定年であった。60歳で仕事をリタイアして、その後20年以上を年金だけで過ごすのは不可能だという高齢者が多い。国は2006年に企業に対して65歳まで雇用継続を維持させることを段階的に義務づけた¹⁰⁾。

他方でサラリーマンではない人や年金未加入者もいるため高齢者の世代内では経済力の格差が生じている。退職金と年金を元手にして生活に困窮せず暮らせるリッチな高齢者は、お金を使って旅行や趣味のサークル等を通して社交を楽しむことができる。病院の治療費に窮することもない。リッチな高齢者は周囲の人間関係も活発で益々長寿を継続し、貧困高齢者は人的交流を敬遠する傾向があり栄養も治療も愛情も行き届かず寿命を縮めている。

2013年版『高齢社会白書』によると高齢者の経済状況で暮らし向きに心配ないと回答している年齢層は、80歳以上が80%と最も高い。75～79歳は70.5%、70～74歳は65%であった。一見すると不思議現象に感じないだろうか。80歳前後から一段と健康が悪化する年齢になってからなぜ安心感が増すのか。働くことができない高齢者は加齢するほど経済苦が重くなるのではないか。他データと読み合わせると経済苦、不健康、人間関係の孤立を抱

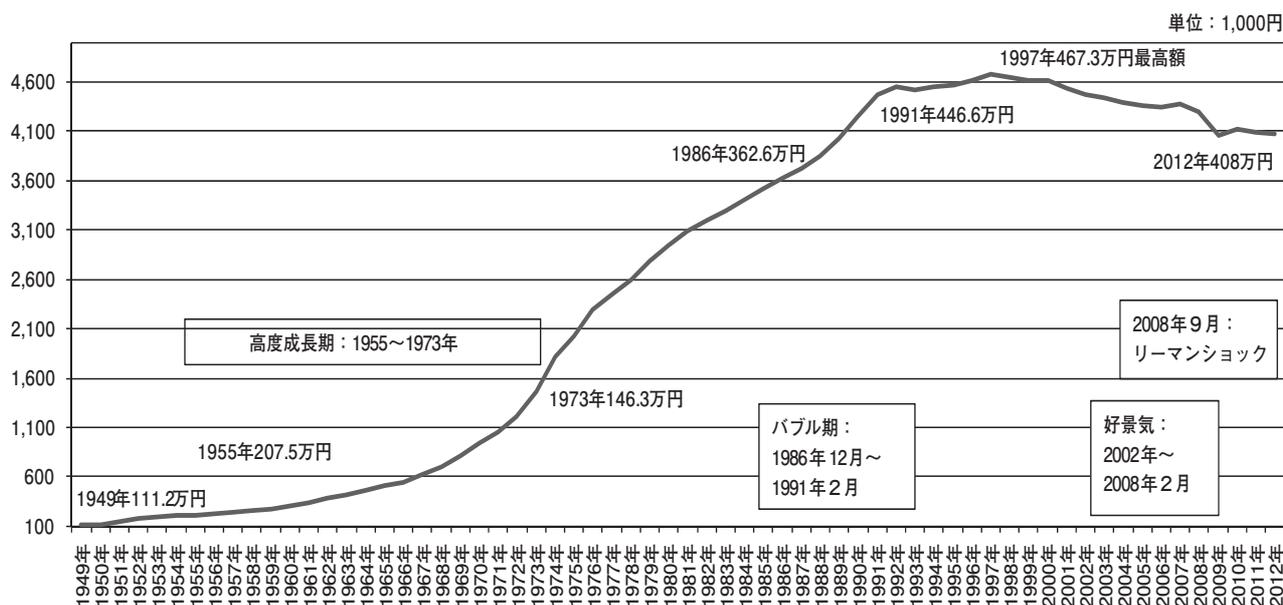


図6 1949～2012年の民間給与額の推移

出典：国税庁長官官房企画課「平成24年分民間給与実態統計調査」より作成。

備考：非正規を含むため低く見える。男性（2012年502万円）と女性（2012年267.8万円）との間に差があり、女性の方が低いが、それも含めて表示されている。そのため実際の男性正規職の給与は図よりも高くなる。

える層は、すでに他界していると推察する。つまり貧富の差が寿命の差と連動しているであろう。長生きをして不足を感じない生活をするためには経済力が必要な時代であるために働ける限り働かねばならないという状況にある高齢者が増えている。

(3) 長寿化によって出現した新たな健康課題

①人生50年から人生90年の時代へ

長寿はおめでたいことであり、還暦や古稀など人生の節目でお祝いをしてきたものである。ところが近年の高齢の人々からは「長生きは辛い」「早く天国で楽をしたい。お迎えを待っている」という声が聞こえる。高齢者の聖地として巢鴨のとげぬき地蔵（高岩寺）参りが有名だが、旅行ではピンコロ神社参りが人気である。お参りしてピンピンと健康に過ごし、コロリと死ぬますようにと願うそうだ。家族のいる高齢者は、自分の介護を働く子世代にお願いするのは申し訳ない。介護したくてもできないという子をいたわる気持ちも垣間見える。何とも切ない社会事象である。

日本人の平均寿命の推移からすると、かつて60歳以上を高齢者として扱うのは妥当であった。ところが第二次世界大戦の敗戦以降は寿命がみると延びた。厚生労働省「簡易生命表」の平均寿命をみると1947年は女性が54.0歳、男性が50.1歳であったが、2012年には女性が86.4歳、男性が79.9歳となり65年間で女性は32.4年、男性は29.8年も寿命が延びた。まさに人生50年から80年となり人生90年の時代も目前である。

②時代に逆行する社会保障制度

社会福祉の歴史を振り返ると日本社会の福祉政策は、社会的弱者を私的扶養するシステムから公的扶養する制度へと変化した。ところが、現実的には高齢者や障がい者を支える存在は依然として家族に、とりわけ主婦を務める女性によって担われてきた。男女役割分業規範に基づいた主婦がそれを支えてきたが、政府は介護保険制度を導入する際にもこれからは社会全体で社会的弱者を支えましょうと唱えてきた。2013年時点で自民党が審議している次世代の高齢者対策では再び家族によって支える案が浮上しているが、現実には別方向へと向いている。

働く子世代は、高齢になり介護が必要となった親の世話をしたいと感情面では思ったとしても生活をしていくための仕事を放り出すわけにはいかずジレンマに苛まれている人々が増える一方である。つまり社会政策では、

私的扶養から公的扶養を経て再び私的扶養へと転換しても、その担い手として期待される家族が居ても役割を担えない。それどころか働く世代に介護が必要となった時に扶養を担ってくれる家族が存在しないという矛盾した事態に直面している。

富裕層はサービスをお金で買うこともできれば家族にも恵まれていることが多い。ところがサービスを切実に必要とする貧困層ほどお金も無ければ未婚でいる可能性が高い。サービスを必要とする人ほどサービスを受けられる現実から最も遠い位置に存在する傾向にある。このほころび、社会の矛盾や歪みは社会的弱者が起す社会問題として認識することになる。

4. 犯罪コーホート説

－1940年から1946年生まれ

(1) パオロ・マツァリーノ説とその補正

パオロ・マツァリーノは『反社会学講座』の中で、最もキレやすい年齢層は1960年に少年と類型化される14～19歳の1941～1946年生まれ（2014年時点で68～73歳）の人であり、最もキレやすい年齢は1960年に17歳の1943年生まれ（2014年時点で71歳）だった人だと述べている。

筆者は1940年生まれをコーホートに追加するのが妥当であると判断している。なぜならば先にみた図1の通り14～19歳までの少年と類型化されたコーホートに限ってデータをみると少年犯罪は1959年が最も多い。1959年に14～19歳の人には1940～1945年生まれである。それゆえ未成年の最多年に1940年生まれもコーホートに追加して1940～1946年生まれの出生コーホートを犯罪者が多い「犯罪コーホート」として検討することにする。

この犯罪コーホートは、少年期には少年犯罪の増加、中年期には中年犯罪の増加、そして高齢期になると高齢者犯罪の増加が顕著な世代である。つまり犯罪者が多い世代と言える。信じられないと思う人が多いであろう。

(2) 少年期から成人期への移行

データから事実確認をする。表5は1940年生まれから1946年生まれの人が、何年に何歳であったかが分かる早見表である。少年期（14～19歳）と中年期（45～64歳）に網掛け設定をしている。65歳以上の高齢期は文字を太字にしている。このコーホートの早見表と同時に「図1 1946～2012年の未成年凶悪犯罪の推移」と「図7 犯罪認知件数（20歳以上）の長期推移」とを比較して頂きたい。一目瞭然であろう。

表5 犯罪者の多い出生コーホートの加齢表

単位：年齢

和暦	西暦	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年	1945年	1946年	人生段階
昭和15年	1940年	0							子ども期
昭和16年	1941年	1	0						
昭和17年	1942年	2	1	0					
昭和18年	1943年	3	2	1	0				
昭和19年	1944年	4	3	2	1	0			
昭和20年	1945年	5	4	3	2	1	0		
昭和21年	1946年	6	5	4	3	2	1	0	
昭和22年	1947年	7	6	5	4	3	2	1	
昭和23年	1948年	8	7	6	5	4	3	2	
昭和24年	1949年	9	8	7	6	5	4	3	
昭和25年	1950年	10	9	8	7	6	5	4	
昭和26年	1951年	11	10	9	8	7	6	5	
昭和27年	1952年	12	11	10	9	8	7	6	
昭和28年	1953年	13	12	11	10	9	8	7	
昭和29年	1954年	14	13	12	11	10	9	8	
昭和30年	1955年	15	14	13	12	11	10	9	
昭和31年	1956年	16	15	14	13	12	11	10	
昭和32年	1957年	17	16	15	14	13	12	11	
昭和33年	1958年	18	17	16	15	14	13	12	
昭和34年	1959年	19	18	17	16	15	14	13	
昭和35年	1960年	20	19	18	17	16	15	14	
昭和36年	1961年	21	20	19	18	17	16	15	
昭和37年	1962年	22	21	20	19	18	17	16	
昭和38年	1963年	23	22	21	20	19	18	17	
昭和39年	1964年	24	23	22	21	20	19	18	
昭和40年	1965年	25	24	23	22	21	20	19	
昭和41年	1966年	26	25	24	23	22	21	20	
昭和42年	1967年	27	26	25	24	23	22	21	
昭和43年	1968年	28	27	26	25	24	23	22	
昭和44年	1969年	29	28	27	26	25	24	23	
昭和45年	1970年	30	29	28	27	26	25	24	
昭和46年	1971年	31	30	29	28	27	26	25	
昭和47年	1972年	32	31	30	29	28	27	26	
昭和48年	1973年	33	32	31	30	29	28	27	
昭和49年	1974年	34	33	32	31	30	29	28	
昭和50年	1975年	35	34	33	32	31	30	29	
昭和51年	1976年	36	35	34	33	32	31	30	
昭和52年	1977年	37	36	35	34	33	32	31	
昭和53年	1978年	38	37	36	35	34	33	32	
昭和54年	1979年	39	38	37	36	35	34	33	
昭和55年	1980年	40	39	38	37	36	35	34	
昭和56年	1981年	41	40	39	38	37	36	35	
昭和57年	1982年	42	41	40	39	38	37	36	
昭和58年	1983年	43	42	41	40	39	38	37	
昭和59年	1984年	44	43	42	41	40	39	38	
昭和60年	1985年	45	44	43	42	41	40	39	
昭和61年	1986年	46	45	44	43	42	41	40	
昭和62年	1987年	47	46	45	44	43	42	41	
昭和63年	1988年	48	47	46	45	44	43	42	
平成1年	1989年	49	48	47	46	45	44	43	
平成2年	1990年	50	49	48	47	46	45	44	
平成3年	1991年	51	50	49	48	47	46	45	
平成4年	1992年	52	51	50	49	48	47	46	
平成5年	1993年	53	52	51	50	49	48	47	
平成6年	1994年	54	53	52	51	50	49	48	
平成7年	1995年	55	54	53	52	51	50	49	
平成8年	1996年	56	55	54	53	52	51	50	
平成9年	1997年	57	56	55	54	53	52	51	
平成10年	1998年	58	57	56	55	54	53	52	
平成11年	1999年	59	58	57	56	55	54	53	
平成12年	2000年	60	59	58	57	56	55	54	
平成13年	2001年	61	60	59	58	57	56	55	
平成14年	2002年	62	61	60	59	58	57	56	
平成15年	2003年	63	62	61	60	59	58	57	
平成16年	2004年	64	63	62	61	60	59	58	
平成17年	2005年	65	64	63	62	61	60	59	
平成18年	2006年	66	65	64	63	62	61	60	
平成19年	2007年	67	66	65	64	63	62	61	
平成20年	2008年	68	67	66	65	64	63	62	
平成21年	2009年	69	68	67	66	65	64	63	
平成22年	2010年	70	69	68	67	66	65	64	
平成23年	2011年	71	70	69	68	67	66	65	
平成24年	2012年	72	71	70	69	68	67	66	
平成25年	2013年	73	72	71	70	69	68	67	
平成26年	2014年	74	73	72	71	70	69	68	

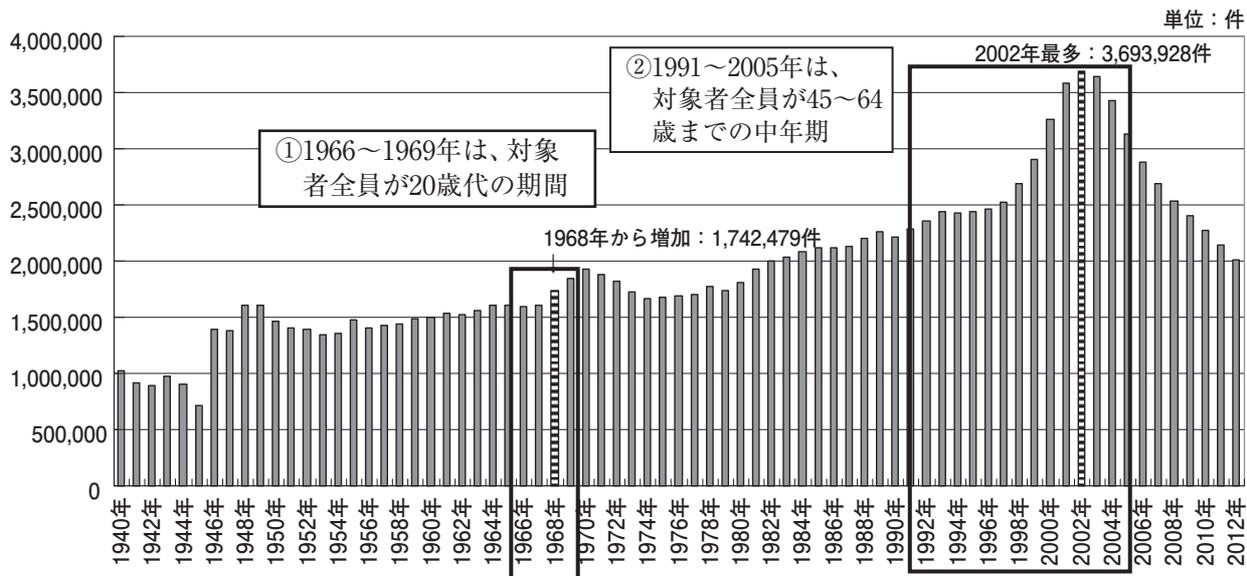


図7 犯罪認知件数(20歳以上)の長期推移

出典：総務省統計局・政策統括官・統計研修所「第28章司法・警察-28-01刑法犯の罪名別認知及び検挙件数(大正13年~平成16年)」および2004年以降のデータは、警察庁「第1/刑法犯/総括/1罪種・態様別認知・検挙件数及び検挙人員」『平成24年の犯罪』p. 98より引用のうえ作成。

原資料：警察庁「犯罪統計書」(刊行物)警察庁「捜査活動に関する統計等」。

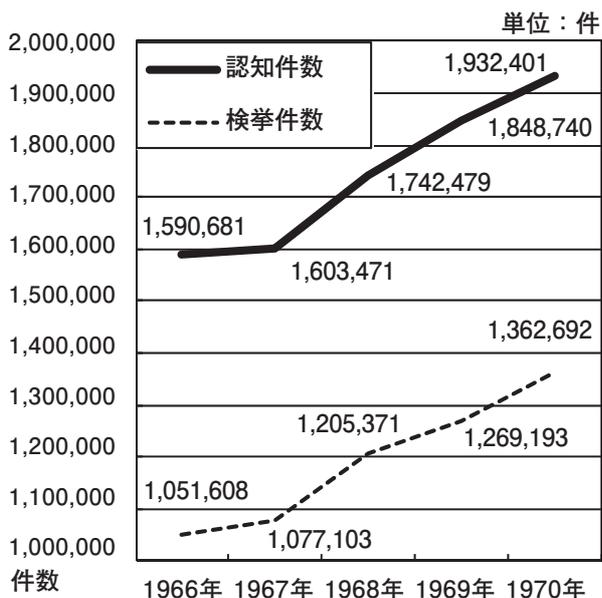


図8 成人犯罪の認知件数と検挙件数

出典：各年の『警察白書』より作成。

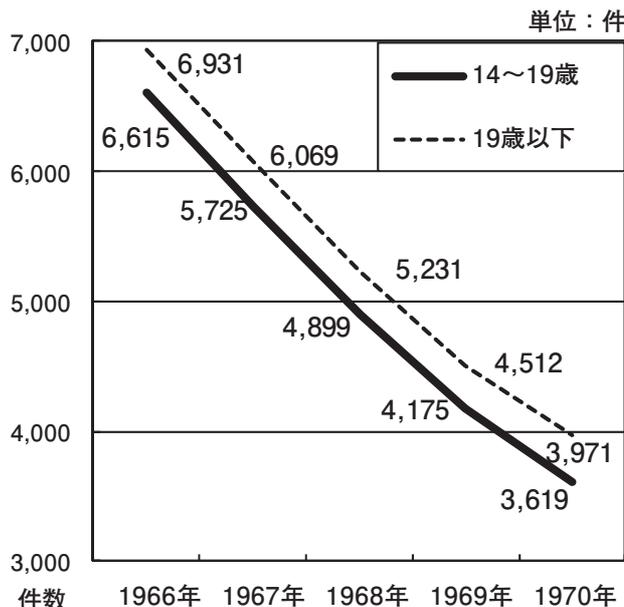


図9 少年凶悪犯罪の推移

出典：各年の『警察白書』より作成。

表5と図1を照合すれば、犯罪コーホートの人々が少年期の時期には、1959年と1960年に少年犯罪のピークを迎えていることが確認できる。1966年には加齢して全員が20歳以上となった。すると今度は成人の犯罪認知件数(図7と図8)が、1966年1,590,681件、1967年1,603,471件、1968年1,742,479件、1969年1,848,740件、1970年1,932,401件と急増する。1967年から1968年にかけては、1年間で139,008件も急激に増加している。他方で、少年の凶悪犯罪は急激に減少している(図1と図9)。少年の凶悪犯罪は、1966年6,615件、1967年5,725件、1968

年4,899件、1969年4,175件、1970年3,619件である。つまり、このコーホートが少年期から離脱するのに伴い少年犯罪は減少し、成人期に移行するのに伴い成人期での犯罪認知件数と検挙件数が増加している。

(3) 中年期でみられる犯罪の増加

1991年から2004年までは、犯罪コーホート全員が45歳から64歳までの中年期¹⁾に属する期間である(表5)。刑法犯の検挙者数は、犯罪コーホートが24歳から30歳の1970年に戦後のピーク(1,362,692件)を迎えた。その後

は低下傾向にあったが、1980年（34～40歳）から1988年（42～48歳）まで増加傾向に転じた。この後3年間、検挙件数は若干減少したが認知件数は増加傾向であった。その後はどちらも増加傾向の一途を辿り、認知件数では2002年にピーク（3,693,928件）を記録し、検挙件数では2004年にピーク（1,532,459件）を記録している。どちらのピークも犯罪コーホートが中年期の時期である。

1990年データを扱う1991年版『犯罪白書』では、40歳以上の中高年齢層の犯罪比率が上昇傾向にある点を指摘している。1990年は1959年に少年と類型化されたコーホートが全員45歳以上の中年期に入った年である（表5）。データは犯罪コーホート説を裏づけている。それにもかかわらず、同白書「第2章 高齢化社会と犯罪の動向—第1節 犯罪の動向」では、高齢社会に直面した高齢者を加害者ではなく被害者として取りあげており、犯罪コーホートの特異性に気づいている気配は読み取れない。

『犯罪白書』は相変わらず少年犯罪の項目を設けて動向を詳述しているが、沸き上がるような増加を示している成人層の犯罪や犯罪コーホートの加齢に照応して中年犯罪、高齢者犯罪が増加している事象を看過している。

（4）高齢期における高齢者犯罪の増加

高齢者犯罪が増加したのは、この犯罪コーホートが高齢期に移行する以前の1991年以降である。1991年2月はバブル経済が弾けた時期である。以後、長引く不況と景気が回復しても一般サラリーマンの給与水準は低下傾向を持続中の低迷時代が続いている（図6）。経済要因、社会的な孤立要因、長寿化による健康悪化要因が、高齢者を犯罪加害者へと後押ししていると言えよう。加えて犯罪コーホートが高齢期へと移行することで、さらに加速をつけたと解釈するのが妥当であろう。

犯罪社会学者である福島章（上智大学名誉教授）曰く「高齢者の犯罪が多いのは、悲惨な戦争体験のトラウマが影響しているのではないか。統計的にも、戦後の安定期に生まれた世代の犯罪率は低くなっている。また、高

齢になっても、体力的に元気な人が増えたことも一因だろう」と犯罪コーホート説の視点から分析をしている（福島章、2006年）。

犯罪コーホート説はこの世代の人々全員が危ないとか犯罪者傾向があるという意味ではない。どの世代にも優れた人々が存在する。ただし時代の影響を受けて他世代よりも罪を犯す人が多く独特の世代色を醸し出しているに過ぎない。極論ではこの世代の人々全員が天寿を全うすれば高齢者犯罪は減少するから時間の問題だと推察する人もいる。この推論は適切ではない。なぜならば認知症患者による犯罪は増加することが推察されるためである。

5. 認知症説

（1）増加する高齢者と先細り家族介護者

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合を高齢化率という。日本の高齢化率は、1970年に7%に達し高齢化社会を迎え、1994年には14%となり高齢社会となった。2007年には21%を超えて超高齢社会の時代をさらに高齢化率を押し上げながら今後は長い期間歩み続けることになる（表6）。

生まれた時から障がいを持っている人は5%程度という資料が多い。国や時代によっても差異がある。障がい者で最も多いのは後天的に障がいを持った高齢障がい者である。年齢層別にみた障がい者のうち過半数を占めるのは70歳以上である（厚生労働省、2008年）。人生90年目前の時代にあっては、将来、自分自身が絶対に障がい者にならないと断言できる人は殆ど居ない。

現在、障がい者と高齢者を介護しているのは家族が中心である。例えば『国民生活基礎調査（2010年）』によると、介護している人は同居家族が64.1%、別居家族が9.8%であり家族だけで73.9%と4分の3を占める¹²⁾。事業者は13.3%のみである。

他方で当該社会の殆どの人が生涯のうち1度は結婚している社会を皆婚社会というが、現在の高齢世代は皆婚社会の規範が色濃く残る時代とライフコースを歩んでき

表6 年齢3区分に基づいた人口推移

単位：%

西暦	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
0～14歳（年少人口）	13.2	11.7	10.3	10.0	9.7	9.1
15～64歳（生産年齢人口）	63.8	59.2	58.1	53.9	51.5	50.9
65歳以上（高齢人口）	23.0	29.1	31.6	36.1	38.8	39.9

出典：厚生労働省2013『2013年版高齢社会白書』より作成。

資料：2010年は総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果による。

た世代である。その世代の人々で1人暮らしの高齢期が1980年から2010年までの30年間で倍増している¹³⁾。

今日の高齢者が抱える介護問題は施設と介護者へのサポート面で多くの不足がみられる。しかし将来の高齢者は介護者比率の増加に加えて家族による介護を期待できない層が激増する。社会的孤立状態になると認知症等の病気を発病するリスクが高まる傾向が指摘されている。

(2) 認知症の定義

認知症の診断基準は米国精神医学会によるマニュアルなど複数が存在する。そのうちのWHO（世界保健機関）が定めた**国際疾病分類第10版**（ICD-10）第5章によると認知症とは「通常、慢性あるいは進行性の脳の疾患によって生じ、記憶、思考、見当識¹⁴⁾、概念、理解、計算、学習、言語、判断等多数の高次脳機能の障害からなる症候群である」と規定している（World Health Organization, 1993年）。認知症といっても、アルツハイマー型やレビー小体型など種類が多く、症状、日常生活を過ごす程度には幅がある。

(3) 認知症高齢者の推移

厚生労働省は2003年発行『2015年の高齢者介護』において認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できるレベル）以上の認知症患者数を2010年は208万人、2020年は289万人、2025年は323万人と推計した。しかし、2010年実測値は280万人であった。わずか7年後の推計値を72万人も読み誤って過小推計したことになる。

懲りずに2010年時点での2012年認知症患者数の推計は305万人、2020年は410万人、2025年は470万人に達する見込みであった（厚生労働省、2012年）。この値には、最も軽いランクⅠ（何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立しているレベル）は含まれていない点に留意する必要がある。

その後、厚生労働省の研究班は患者本人からの聞き取りと医師による診断を加えるなどして精度を高めた推計結果を公表した。2013年調査では2012年の認知症患者数は462万人と推計した。2012年の高齢者数は3079万人であるため462万人は高齢者人口の15%である。85歳以上となると40%以上の人が高齢者と診断されるという。厚生労働省から公表される数値は、以前の推計値をかなり上回る水準で増加している点も今後の推計値を解釈する際の参考にしたい点である。

他方で九州大学の清原裕教授（環境医学）は地域の94%の高齢者を診察した結果、2012年の認知症患者数は550万人と推計している。高齢者比率では18%となり厚生労働省よりも3%多く20年間で6倍に増加したという。

国際アルツハイマー病協会（Alzheimer's Disease International）は、2013年12月に世界の認知症患者数の激増が推測され、2013年から2050年にかけては4,400万人から1億3,500万人へと現在の約3倍に増加する可能性がある」と発表した。同協会においても推計値を上回るペースで認知症患者が増加している。

いずれにしてもデータからは認知症患者数の激増ぶりをうかがい知ることができる。認知症と診断される以前の境界型の高齢者が含まれていない点にも留意する必要がある。実際には軽い認知症状で「ボケとツッコミなのか、冗談なのか」というちょっと変だと感じるレベルを含めると相当に人数が増える。

(4) 加齢に伴い低下する認知機能

加齢に伴って認知機能は低下する傾向がある。高齢になると喜怒哀楽の感情をコントロールする力が弱まる。そのため感動する映画を鑑賞すれば涙がポロポロとこぼれ落ちる。家族との楽しい会話にも大きな声で笑う。同様に怒りの感情を覚えた時にも理性で抑えることが難しい。その結果として怒りを覚えた相手を殴ってしまった等、思いもよらぬ暴力事件へと発展することがある。この傾向は暴行事件が激増している背景の一因であると推察する。精神科医の和田秀樹（国際医療福祉大学大学院所属：専門は老年精神医学）は、高齢者犯罪が増える要因には脳機能の低下が影響しているとの見方を示している（週刊朝日、2013年）。

境界型の人には検査を受けても認知症とは診断されないが、微妙な言動として高齢者が自身の言動の矛盾を指摘された際にそれを上手く受け答えしてごまかす傾向がみられる。前後の文脈に即して、あり得そうな話をして会話の流れをスムーズにするよう調整する能力を持っている。そのため周囲は認知症に罹患していることに気づくのが遅れる場合もある。

例えばスーパーで万引きをした場合、万引きをする意図があったのではなくレジでお金を支払うことを失念している高齢者もいる。発見されて「なんでお財布にお金があるのに品物のお金を払わなかったのか」と問いつめられると誘導質問に促されて、その場しのぎに「節約のため」と答えてしまう傾向がある。節約のために万引きすると聞けば多くの人が啞然とするであろうが、全回答

者が本当にそうだったのかは判断が難しい。認知機能の衰えた高齢者が含まれていると推察されるからである。

(5) 無い無い尽くしの超高齢社会

経済力が無い、良い健康が保てない、人間関係も無い、知識も無いといった無い無い尽くしの高齢者が増加中である。こういう状態を社会的孤立という。上述の通り今後はさらに高齢者比率を増すことになる。

図5の通り、仕事を引退して無収入になった途端に生活費の困窮に直面する高齢者、80歳前後から認知症を含めて健康を害する高齢者の増加、貧困高齢者ほど子どもとの接触頻度が低くなり社交にも疎くなるという傾向は高齢者の生活を追いつめるであろう。

若年世代になるほど、生涯結婚しないという人と離婚をする人も増加傾向にある。社会的孤立やひとりぼっち化がさらに進むことは必至である。個々人が自身の置かれた時代と空間における状況を正確に理解した上で、家族や家族に代わる人間関係を構築するように取り組むことを促すことも若干の効果が期待できる。しかしこれは人間力や資源に恵まれた人に対してのみ有効であり、資源に乏しく恵まれていない層の人々には絵に描いた餅でしかない。無い無い尽くしの人々に対しての具体的な新しいアプローチが必要となる。徴税システムの見直し、弱者を支えられる経済力のある労働者を作る必要がある。その上で貧困者への経済支援、病気予防、介護等の福祉支援を足りないからできないではなく、足りるように基盤を整えていかなければ大量の高齢者難民が出現し続けることになる。

6. 確信犯説

(1) 悪質な高齢者の存在

悪質な高齢者の存在については公のデータが存在しない。警察関係者や犯罪被害者の方々から断片的に聞き取ることができる事実である。これらは具体的な内容や名称および日時等を示すと当事者が特定される可能性があるために再現性が求められる科学的な検証に伝えるデータまたは論拠としての使用が困難である。

高齢加害者の中には、高齢者ゆえに罰せられることはない確信犯的に罪を犯す者がいる。例えば万引きが発覚しても涙で謝罪すれば見逃してもらえらるだろう。警察に連行されても持病があるとか、認知症のふりをしたりその場で体調が悪くなったと言えば拘留されない。刑事に話を聞くと80歳以上の高齢者が警察署で拘留中に体調が悪化した場合、その責任追及をされると困るために重

罪犯でない限りは高齢者を拘留しないようにしていという。

高齢者は検察に送検されても罰金や起訴猶予になるから痛くも痒くもない。刑務所に入っても長期間にはならないし高齢者ゆえに配慮してもらえらる。罪が発覚したら運が悪いただけ、失う地位も名誉もないと考えて開き直る高齢者が存在する。

一般刑法犯、傷害・暴行、窃盗事件では図4の通り、65歳以上の高齢者が起訴猶予になる率が有意に高い比率を示している。一般刑法犯では、50歳から64歳までの起訴猶予率は45.1%だが65歳以上になると59.4%にまで上昇する。窃盗では50歳から64歳までは44.6%だが、65歳以降は62.4%である。20歳代と高齢者とを比較するとその開きはさらに広がる。

確信犯による犯罪者と認知症による万引き犯との峻別は、現場の被害者と警察官と検察官に委ねられている。それを判断する知識も基準も整えられているとは言えない状況にある。担当者らは精神分析や医学的知識の専門家ではないため、認知症高齢者による万引きなのか悪質高齢者による万引きなのかを判断する基準は極めて恣意的にならざるを得ない状況である。時代の変化に即応して専門的知識と訓練を受けた担当者の養成が必要である。

7. 結論

高齢者犯罪が激増した背景には、高齢者の社会的孤立、犯罪コーホートの存在、認知症高齢者の増加、高齢者ゆえに寛大に対応してもらえらると思える悪質な確信犯など複合的な要因がある。今後、益々と増加の一途を辿ることが確実な高齢者犯罪は、時代・社会の変化に上手く乗れなかった人や歪みにはまってしまった人によるが、この歪みにはまってしまうリスクは誰にでも起こり得る。長寿化が進んだことで認知症を患う人や境界型の人々は益々増加することが見込まれる。高齢者施設も刑務所も不足している。この状況下で確信犯を行う悪質な高齢者と本来は医療ケアが必要な認知症型高齢者による万引きとをどのようにして峻別していくのか。新たな専門スタッフが警察や検察に必要な時代になっている。

時代は人々が個人単位で生きる社会になっている。政府による各種各方面での発信と社会保障のモデルでは、家族によるサポートや人間関係の構築の必要性が叫ばれている。しかしそれは時代の流れに逆行しており無駄な努力に終わるであろう。それよりは個人を単位としたサポート・システムを構築すること。ひとりぼっちやお一

人さまが安心して生活できる社会づくりに労力を傾けた方が建設的である。働く貧困層は増加の一途であるが殆どの人は罪を犯すことなく、まじめにコツコツと日々を過ごしている。正直者がバカをみると感じることはないような社会であり続けなければ社会体制を維持することはできない。

注

- 1) 法務省ホームページ「犯罪白書」(2013年11月1日取得, http://www.moj.go.jp/housouken/houso_hakusho2.html).
- 2) フォーカス法とは、ある小さな部分を拡大して表示する手法である。データ全体の印象とは異なる印象を与える効果がある。適切に適応すればデータの特徴をより鮮明に浮き彫りにして理解を助けることになるが、悪用すればデータの読み手に誤解と偏見を植え付けることにもなる。
- 3) 1956年に国連が出した報告書に基づいて、WHOは65歳以上を高齢者と定義づけたと言われている。
- 4) 2012年の自殺者が最も多い年齢層は60歳代になっている。
- 5) 1970年版『犯罪白書』「第一編 犯罪の動向 第一章 わが国の犯罪状況の推移」(http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/11/nfm/n_11_2_1_1_0_0.html).
- 6) 法務省のホームページによると法務総合研究所は、法務省の施設等機関であり、①総務企画部、②研究部、③研修部、④国際連合研修協力部、⑤国際協力部の5部門の組織で構成されている。このうちの研究部が毎年『犯罪白書』を作成している。
- 7) 「ヨミダス歴史館」では読売新聞紙面の明治・大正・昭和の時代を含めた1874年から1989年までを検索することも可能である。
- 8) 以前ホームレスに聞き取り調査をした際に、ある高齢男性ホームレスが一番怖いのは自身の亡骸を普段の居場所である公園のカラスにつばまれることだと聞いた。それを避けるために死期を覚悟したら通行人でも誰でも良いから強盗なり殺人なり、なるべく大きな罪を犯して刑務所に入りたくと述べていた。その理由は刑務所ならば制限はあるものの医療行為も受けられ、毎日欠くこともなく食事が支給され、風呂にも入れて、テレビも観られるから文化的な生活を送ることができる。しかも亡骸は確実に茶毘に付されて埋葬までしてもらえる。至れり尽くせりだという。刑務所は受刑施設ではなく最後のセーフティネットとしての社会福祉施設だと考える層が存在する。刑務所でも高齢者に配慮した対策が取り入れられて支援策が充実しつつある。
- 9) この知見を示した鈴木亨は2009年当時、法務省法務総合研究所研究部の総括研究官である。
- 10) 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部が改正(2004年6月公布、2004年12月施行)され、2006年4月1日から65歳までの継続雇用が段階的に義務化され

た。

- 11) 中年期の定義は辞典や年代によって異なる。近年になるほど中年期が遅く長期化している。近年では行政機関のホームページでも45歳から64歳までとするのが一般的である。ちなみに『広辞苑』(1958/1980、岩波書店)には40歳前後の頃と記載されているが、今日では40歳前後の人を中年と言ったら相手から暴言、ハラスメントだという反応をされてもおかしくない雰囲気である。
- 12) 同居家族のうち介護を担っているのは7割が女性、3割が男性である。年齢層別にみると60歳以上の人は女性の61.0%、男性の64.9%である。性別と年齢に相当な偏りがあることが分かる。
- 13) 2013年『高齢社会白書』によると1人暮らし高齢者は、1980年時点で男性4.3%、女性11.2%であった。2010年時点で男性11.1%、女性20.3%になっている(原資料は『国勢調査』)。
- 14) 見当識(けんとうしき)とは、今の西暦や月日や時間を分かっているか、自分がどのような理由でどこにいるのかといった場所を理解しているか、周囲の人がどういふ関係・立場の人かの理解、そしてどのような状況にあるのかといった感覚を正しく認識する機能のことをいう。

参考文献

- 「朝日新聞1985～最新、週刊朝日 AERA」『聞蔵II ビジュアル for Libraries』朝日新聞社。
- NHK ニュース, 2013年8月18日, 「高齢者・障害者の再犯「入り口」で防ぐ」『おはよう日本』NHK放送協会。
- 太田達也, 2008, 「高齢者犯罪の実態と対策—処遇と予防の観点から」『ジュリスト』1359: 116-127, 有斐閣。
- 大橋哲, 2009, 「高齢受刑者の処遇と実情の課題」法務廳法規課編『法律のひろば』62(1): 40-47, ぎょうせい。
- 小貫芳信, 2009, 「犯罪白書と高齢者犯罪」下村康正、森下忠、佐藤司編『刑事法学の新展開—八木國之博士追悼論文集』酒井書店, 141-152。
- 金融広報中央委員会データ「家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯調査](2012年)」(2013年10月12日取得, <http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/yoron2012fut/>).
- 警察庁, 1973~2013, 『警察白書』(2013年11月取得, <http://www.npa.go.jp/hakusyo/index.htm>).
- 警察庁, 「第1/刑法犯/総括/1罪種・態様別認知・検挙件数及び検挙人員」『平成24年の犯罪』98(2013年11月20日取得, http://www.npa.go.jp/archive/toukei/keiki/h24/h24_hanzaitoukei.htm).
- 厚生労働省, 2012, 「認知症高齢者数について」(2013年11月14日取得, <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002iau1.html>).
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課, 2008, 「平成18年身体障害児・者実態調査結果」(2013年11月19日取得, <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/shintai/06/dl/01.pdf>).

- 厚生労働省, 2010,「簡易生命表」(2013年11月1日取得, <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/10-2/kousei-data/PDF/22010102.pdf>).
- , 2010,「IV介護の状況」『2010年国民生活基礎調査』(2013年11月19日取得, <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/4-3.html>).
- , 2012,「認知症高齢者の日常生活自立度」II以上の高齢者数について」(2013年11月20日取得, <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002iau1-att/2r9852000002iavi.pdf>).
- , 2013,「2012年簡易生命表」(2013年11月1日取得, <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life12/dl/life12-04.pdf>).
- , 2013,「(3)一人暮らし高齢者が増加傾向」『2013年版高齢社会白書(全体版)』(2013年11月19日取得, http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2013/zenbun/sl_2_1_03.html).
- 高齢者介護研究会2003,『2015年の高齢者介護—高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて』法研.
- 国際アルツハイマー病協会, 2013,「認知症増大予測で警鐘、対策強化を 国際アルツハイマー病協会が政策提言」(2013年12月5日取得, <http://www2.f.biglobe.ne.jp/~boke/newsadi.htm>).
- 国税庁長官官房企画課, 2013,「2012年分民間給与実態統計調査」(2013年10月10日取得, <http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2013/minkan/index.htm>).
- 作原大成, 2008,「平成20年版犯罪白書のあらまし—高齢者犯罪の実態と処遇—」法務廳研修所編『研修』726: 25-38, 法務府研修所.
- 佐藤欣子, 1964,「執行猶予者に対する更生保護事件について」天野武一編『罪と罰』1(4): 52-53, 日本刑事政策研究会.
- 鈴木一久, 1995,「高齢犯罪者」宮沢浩一ほか編『犯罪学』青林書院, 154-166.
- 鈴木亨, 2009,「高齢犯罪者の現状と対策の在り方」法務廳法規課編『法律のひろば』62(1): 30-39, ぎょうせい.
- 週刊朝日, 2013,「急増・暴走する団塊世代&老人の兆候 暴力事件は20年前の50倍」『週刊朝日』朝日新聞出版, 22.
- 総務省, 2011,「労働力調査」(2012年1月6日取得, <http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm>).
- 内閣府, 2013,『2013年版 高齢社会白書』(2013年11月14日取得, http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2013/zenbun/25pdf_index.html).
- 総務省統計局・政策統括官・統計研修所,「第28章 司法・警察—28-01刑法犯の罪名別認知及び検挙件数(大正13年~平成16年)」(2013年11月20日取得, <http://www.stat.go.jp/data/chouki/28.htm>).
- 中尾暢見, 2003,「日本人のライフコースに関する一考察—団塊世代と団塊ジュニア世代の比較分析」日本大学社会学会編『社会学論叢』148: 21-40.
- , 2010,「犯罪に走る高齢者—孤立化する人の「いま」と「未来」」穴田義孝ほか編『常識力を問いなおす24の視点—時代をとらえる手がかりを得るために』文化書房博文社, 126-133.
- , 2012,「ひとりぼっち社会の到来」日本大学社会学会編『社会学論叢』173: 61-84.
- パオロ・マツァリーノ, 2004,『反社会学講座』イースト・プレス.
- 法務省, 1960~2013,『犯罪白書』(2013年11月14日取得, http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/nendo_nfm.html).
- 法務省ホームページ, 2013,「法務総合研究所」(2013年11月13日取得, http://www.moj.go.jp/housouken/housou_index.html).
- 法務総合研究所, 2007,「高齢犯罪者の実態と意識に関する研究—高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析」法務総合研究所編『法務総合研究所研究部報告37』法務総合研究所.
- 水上太平, 2008,「平成20年版犯罪白書から—高齢者犯罪の実態と処遇」『月刊 刑政』119(12): 76-87, 刑務協会.
- 門田勉, 2008,「高齢受刑者の処遇について」『月刊 刑政』119(7): 16-26, 刑務協会.
- 福島章, 2006,「増加する高齢者犯罪65歳以上の刑法犯、1割背景には『生活苦』も」『読売新聞 中部朝刊』読売新聞社, 29.
- 吉田研一郎, 2009,「更生保護における高齢犯罪者の処遇の現状と課題」法務廳法規課編『法律のひろば』62(1): 48-56, ぎょうせい.
- 読売新聞, 2013,「認知症の高齢者推計550万人、20年で6倍に」読売新聞社.
- 読売新聞,「ヨミダス歴史館」読売新聞社.
- World Health Organization, 1993, *International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems. 10th Revision*. Geneva: World Health Organization.

【追悼】

2013年12月4日に本田時雄先生が他界されました。本田先生の専門領域は、生涯発達心理学、ライフコース論、発達科学です。本稿の認知症説は、本田先生のアドバイスによって本格的に調べ始めたものです。私に映る本田先生は学問領域の垣根を越えて後進世代を育てよう、学際領域を連動させながら前進させようとするポジティブな研究姿勢でした。謹んで敬愛する本田先生のご冥福をお祈り申し上げます。